

令和4年度広島県原油価格・物価高騰に係る医療事業者補助金交付要綱

(総則)

第1条 公定価格により経営を行っている医療機関等に対して、原油価格・物価高騰による光熱費や食材費などの高騰の影響を緩和するため、価格高騰の影響額の一部を補助することにより、地域の医療基盤の維持を図るため、県内の保険医療機関等に対して、必要な費用を交付することを目的として、広島県原油価格・物価高騰に係る医療事業者補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、広島県補助金等交付規則（昭和48年広島県規則第91号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「医療機関等」とは、次のものをいう。

令和4年10月1日以前に次の指定を受けている1～3の施設

- 1 医療法の規定に基づき開設している病院または診療所のうち、健康保険法に基づき保険医療機関の指定を受けた施設（同一施設で、医科と歯科の指定を受けている場合はいずれか一方）
- 2 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の規定に基づき、開設している薬局のうち、健康保険法の規定に基づき、保険薬局の指定を受けた施設
- 3 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（以下、「あはき法」という。）又は柔道整復師法（以下「柔整法」という。）の規定に基づき開設している施術所のうち、受領委任取扱い施術所の指定を受けた施設
(同一施設で、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復を開設している施術所の場合はいずれか一方)

(交付の対象)

第3条 事業の対象となる事業者（以下「対象事業者」という。）は、次の条件をすべて満たす医療機関等を運営する事業者とする。

- 1 令和4年10月1日以前に広島県内に所在する各医療機関等を開設又は管理する者（国、県、市町又は一部事務組合等直営の医療機関等を除く。）とし、令和4年10月1日時点及び申請時において休止しておらず、令和5年3月末までの間、事業の廃止又は休止の予定がない医療機関等であること。
- 2 原油価格の高騰及び物価上昇に関する県内自治体からの支援金等（別表1）を第4条に規定する金額を超えて受けていないこと。

(交付額)

第4条 この補助金の交付額は、別表2の第1欄に定める「1 事業者の区分」に応じて、第2欄に定める「2 基準額」により算定して交付する。ただし、別表1の各市町の補助金を受給している場合や、申請時に病床を休床している場合は、その金額を除算するものとする。

(交付申請)

第5条 規則第3条第1項の規定により提出する書類は、次のとおりとする。なお、知事が別に定める期日までに提出しなければならない。

- (1) 原油価格・物価高騰に係る医療事業者補助金申請書兼実績報告書（別記様式第1号）
(2) 銀行口座等の写し
- 2 知事は、前項の規定による申請についてこれを審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、および交付すべき補助金の額を確定し、規則第6条の規定により、申請者に対し速やかに通知を行うものとする。なお、補助金の交付が適当と認められないときは、交付をしない理由を確定し、申請者へ通知する。

(補助金の交付)

第6条 知事は、第4条及び第5条の規定に基づき、補助金を支払う。

(申請の取下げ)

第7条 規則第7条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期間は、規則第6条の通知を受領した日から起算して15日以内とし、提出する書類は、原油価格・物価高騰に係る医療事業者補助金事業取下申請書（別記様式第2号）とする。

(実績報告)

第8条 規則第12条の規定による実績報告は、第5条の規定による申請と兼ねるものとする。

2 知事は、前項による実績報告があったときは第5条の規定と兼ねて、補助金の額を確定し、事業者に通知する。

(決定の取消し及び補助金の返還)

第9条 知事は、規則第17条第1項に定めるもののほか、対象事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の一部又は全部を取り消し、既に補助金が交付されているときは、その返還を命じることができる。

- (1) この要綱の規定並びに第2条並びに第3条に定める交付の条件に違反した場合
- (2) 虚偽又は不正の手段により補助金の交付を受けた場合

(報告及び調査)

第10条 知事は、補助金の適正な支給のために必要があると認めるときは、対象事業者に対し、報告を求め、又は当該職員にその施設に立ち入らせ、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(暴力団排除)

第11条 広島県暴力団排除条例第6条（平成22年広島県条例第37号）の規定に基づき、第3条に規定する申請者が次の各号に該当する場合は、補助金支給の対象としない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団
- (3) 法人にあっては、代表者又は役員のうちに第1号に規定する暴力団員に該当する者があるもの
- (4) 法人格を持たない団体にあっては、代表者が第1号に規定する暴力団員に該当するもの

(帳簿等の保存期間)

第12条 規則第21号の規定による帳簿及び書類を保存しなければならない期間は、当該補助事業の完了の日から起算して10年を経過した日の属する県の会計年度の末日までとする

(実施規定)

第13条 規則及びこの要綱に定めのない事項は、その都度知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年1月6日から施行し、令和4年度分の交付金から適用する。

別表1(第3条、第4条関係)

市町名	支援金・補助金名
尾道市	新型コロナウイルス感染症対策医療機関等支援給付金
庄原市	庄原市中小企業者等エネルギー高騰対策支援金
江田島市	江田島市社会福祉施設等支援金
安芸太田町	医療・介護・障がい福祉施設等物価高騰影響支援事業

別表2(基準額)

1 医療機関等の区分	2 基準額
病院	1床当たり 45千円
有床診療所	1施設当たり 600千円
無床診療所（歯科診療所も含む）	1施設当たり 150千円
薬局	1施設当たり 75千円
施術所	1施設当たり 14千円

※休床している病床は除算対象とする。

※全床休床している病院並びに有床診療所は無床診療所分を支給するものとする。

別記様式第1号（第5条関係）

令和4年度広島県原油価格・物価高騰に係る医療事業者補助金交付申請書兼実績報告書
広島県知事様

申 請 日 年 月 日

申請者住所

申請者名

(法人の場合、法人名及び代表者職氏名)

令和4年度広島県原油価格・物価高騰に係る医療事業者補助金交付要綱第5条の規定により、次の施設の補助金の交付を申請並びに実績を報告します。

保険機関コード(10桁) ※施術所は、受領委任取扱いの登録番号	
施設名称	
施設所在地	
担当者	
連絡先(電話番号)	

1 該当する区分に記入してください。

(円)

区分	(A) 基準額	(B) 病床数	(C) 基本額	(D) (B) のうち 休床数	(E) (D) に 対する 除算額	(F) 市町受領 補助額	(G) 申請額 C-E-F
① 病院(20床以上)	45,000円/床	床		床			
② 有床診療所(19床以下)	600,000円	床	600,000円	床			
③ 無床診療所(医科、歯科)	150,000円		150,000円				
④ 薬局	75,000円		75,000円				
⑤ 施術所(あん摩、鍼、灸・柔道整復)	14,000円		14,000円				

(注意事項)

(B) 申請日時点の許可病床数

(C) ①病院:(B) × (A), ②~⑤:(A)

(D) 申請時の休床数を記載してください。

(E) 病院:(A) × (D) ただし、次の場合は以下のとおりとなります。

: 全床を休床している場合 (C) - (E) が 150,000円となるよう (E) に記載してください。

: (B) - (D) が 1床~19床となる場合 : (C) - (E) が 600,000円となるよう (E) に記載してください。

有床診療所: 全床休床の場合のみ : (C) - (E) が 150,000円となるよう (E) には 450,000円を記載してください。

(F) 裏面の補助金等を受領している場合、補助金等受領額

※ 一施設につき、一申請となりますので、あん摩・鍼・灸・柔道整復を同一施設で営業している場合は一申請のみとなります。

(病院、診療所も同様の考え方となり、医科・歯科を同一施設で営業している場合は、一申請のみとなります。)

2 同意事項に同意する場合は□にチェックをしてください。

同意事項

- 令和4年10月1日現在、休止をしておらず、令和5年3月末まで廃止及び休止の予定がなく、申請書の内容に相違はありません。申請書の内容に相違があった場合は、速やかに返金します。
- 申請者、代表者又は役員に暴力団員及び暴力団に該当する者はおりません。
- (安芸太田町のみ) 安芸太田町の医療・介護・障がい福祉施設等物価高騰影響支援事業申請予定額を除算しています。

3 振込口座情報を記入してください。※申請者名義のものに限ります※

金融機関名	銀行・金庫・組合・農協・その他()						
金融機関コード							
支店名	本店・支店・出張所・その他()						
支店コード							
口座種別	普通・当座						
口座番号							
口座名義	(フリガナをカタカナで)						

※銀行口座の写しを添付してください。(提出がない場合は払い込みが出来ません)

キャッシュカードの写しは不可。

(裏面)

別表1(第3条、第4条関係)

市町名	支援金・補助金名
尾道市	新型コロナウイルス感染症対策医療機関等支援給付金
庄原市	庄原市中小企業者等エネルギー高騰対策支援金
江田島市	江田島市社会福祉施設等支援金
安芸太田町	医療・介護・障がい福祉施設等物価高騰影響支援事業

令和 年 月 日

広島県知事様

申請者住所
申請者名
(法人の場合、法人名及び代表者職氏名)

令和4年度広島県原油価格・物価高騰に係る医療事業者補助金事業取下申請書

令和 年 月 日付けで申請したこの補助金について、次のとおり申請を取り下げます。

1 保険機関コード(10桁)（施術所は、受領委任取扱いの登録番号）

2 施設の名称

3 施設の所在地

4 取下げ理由